

## 青少年活動センター育成団体登録の2019年度登録についてご案内

京都市青少年活動センターの青少年育成団体としての登録は「年度毎」となっています。施設利用に関して、育成団体としての優先的な利用をしていただくためには、登録の更新をしていただく必要があります。2019年度も育成団体としての利用を希望される団体の方は、来年度の登録については以下の事項を確認の上、手続きをしていただきますようお願いいたします。

### □2018年度の登録は2019年3月末で無効となります

- …ただし更新前でも、4月以降の利用予約をしていただくことは可能です。
- …4月1日からの予約手続きについては2019年度登録が必要になります。
- …2019年度登録手続きは3月1日から行います。
- …4月1日（月）の利用調整会に出席の場合は3月19日（火）までに更新手続きをしてください。  
（各青少年活動センターにて受付）

### □育成団体の登録について

青少年の活動や成長を支える活動を行う団体に、優先して青少年活動センターを利用いただくための登録です。ここでの「青少年」とは概ね小学生以上30歳以下を指し、以下の条件をすべて満たすグループを登録可能団体とします。

…(1)代表者を有していること、(2)青少年育成を目的とした規約や年度単位の活動報告、活動計画があること、(3)公益性をもつ非営利活動であり、市民に開かれた団体であること、(4)青少年活動センター条例、施行細則等に則った団体であること。また、登録団体は年度末の報告会で育成活動を報告することが原則となります。

…上記の基準に合わなくなったと判断される団体や、「登録内容と団体の実態が違う」「他の利用者・団体に迷惑が掛かる」「安全管理などに差し障りがある」などの場合、登録更新をお断りする場合があります。（その場合、各施設を利用いただく際は「一般利用団体」となり、一般料金でのご利用となります。）

…利用の便宜を受けられるのは、青少年育成に関わる活動に際してのみの利用に限られます。

### □登録に必要な書類について

- 青少年育成団体登録用紙
  - ・3月1日より各青少年活動センター窓口にて配布します
  - ・ユースサービス協会ホームページ（下記参照）からもダウンロードできます（3月1日～）
- これまでの活動内容のわかる資料（団体の現状のわかる資料：2018年度活動報告で可）
- 新年度活動計画
- 会則など会の運営ルールが分かる資料（変更のある団体のみ）

### □各青少年活動センター（市内7カ所）の利用の際に有効です

- …登録により、利用調整会に参加できます。また、やむおえず利用調整会に参加できない場合も3ヶ月先の末日までの利用予約が可能になります。
- …登録いただいていない団体・グループは、ご利用いただけない場合もあります。
- …施設内容の詳細や詳しい利用ルール、申し込み方法は各施設にお尋ねください。
- …利用（申込み）の際、登録ナンバー（1900●●-I-●）が必要になりますので、カードを持参いただくか、カードナンバーを覚えておいてください。

### □主要な登録内容に変更があった場合は、京都市ユースサービス協会事務局までご連絡ください

特に連絡先・資料送付先を変更された場合は、必ずご連絡ください。

各青少年活動施設の施設・機能を十分活用いただきますとともに、青少年の自主的な活動や青少年を支援する営み＝ユースサービスが活発に行われるよう、今後とも皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。